

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 12 月 24 日

つくばみらい市長

山口 信子

つくばみらい市条例第 44 号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 29 年つくばみらい市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

（7） 原則として、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「令」という。）第 29 条の 9 各号に掲げる区域を含まないこと。

第 6 条第 1 項第 4 号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。